

監査公表第 19 号（令和 4 年 3 月 4 日、県公報第 279 号登載）

人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果（令和 3 年度）

第 1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和 2 年監査公表第 1 号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第 2 条第 1 項第 1 号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第 2 条第 1 項第 2 号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関
36 機関

(2) 監査対象期間：令和 2 年 9 月 1 日 ～ 令和 3 年 8 月 31 日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和 3 年 10 月 1 日～令和 3 年 11 月 19 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
人づくり ・県民 生活部	アジア文化交流センター	令和 3 年 10 月 5 日～令和 3 年 10 月 6 日
	女性相談所	令和 3 年 11 月 4 日～令和 3 年 11 月 5 日
	消費生活センター	令和 3 年 10 月 19 日
保健 医療 介護 部	筑紫保健福祉環境事務所	令和 3 年 11 月 10 日～令和 3 年 11 月 12 日
	粕屋保健福祉事務所	令和 3 年 11 月 10 日～令和 3 年 11 月 12 日
	糸島保健福祉事務所	令和 3 年 10 月 5 日～令和 3 年 10 月 6 日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	令和 3 年 10 月 20 日～令和 3 年 10 月 22 日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	令和 3 年 10 月 26 日～令和 3 年 10 月 28 日
	田川保健福祉事務所	令和 3 年 10 月 12 日～令和 3 年 10 月 15 日
	北筑後保健福祉環境事務所	令和 3 年 10 月 1 日
	南筑後保健福祉環境事務所	令和 3 年 10 月 7 日～令和 3 年 10 月 8 日
京築保健福祉環境事務所	令和 3 年 11 月 16 日～令和 3 年 11 月 18 日	

保健医療 介護部	保健環境研究所	令和3年11月4日～令和3年11月5日
	精神保健福祉センター	令和3年10月19日
	食肉衛生検査所	令和3年10月29日
福祉 労働 部	福岡児童相談所	令和3年10月21日～令和3年10月22日
	久留米児童相談所	令和3年11月4日～令和3年11月5日
	田川児童相談所	令和3年10月7日～令和3年10月8日
	大牟田児童相談所	令和3年10月5日～令和3年10月6日
	宗像児童相談所	令和3年10月19日～令和3年10月20日
	京築児童相談所	令和3年11月1日～令和3年11月2日
	福岡学園	令和3年11月18日～令和3年11月19日
	障がい者更生相談所	令和3年11月9日
	こども療育センター新光園	令和3年11月16日～令和3年11月17日
	福岡労働者支援事務所	令和3年11月9日
	北九州労働者支援事務所	令和3年10月29日
	筑後労働者支援事務所	令和3年11月9日
	筑豊労働者支援事務所	令和3年10月29日
	福岡高等技術専門学校	令和3年10月14日～令和3年10月15日
	戸畑高等技術専門学校	令和3年10月12日～令和3年10月13日
	小竹高等技術専門学校	令和3年10月1日
	久留米高等技術専門学校	令和3年11月18日～令和3年11月19日
	大牟田高等技術専門学校	令和3年10月1日
	田川高等技術専門学校	令和3年10月7日～令和3年10月8日
小倉高等技術専門学校	令和3年10月26日～令和3年10月27日	
福岡障害者職業能力開発校	令和3年10月28日～令和3年10月29日	

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所	収入	1	領収証紙により徴収した狂犬病予防注射手数料について、消印により領収証紙納付書の紙面と証紙の彩紋とにかけて消すべきところ、消印が漏れていた。
	支出	1	生活保護費（生業扶助）のうち高等学校等就学費について、3月に入学準備金と定期代の支給を行っていたところ、誤って5月にも支給したため、支給過大となっていた。
		1	生活保護費の収入認定に当たり、1年間分を一括して受領した自治会に係る手当について、就労収入として認定すべきところ、これを行わず、支給過大となっていた。
福祉労働部 こども療育センター 新光園	支出	1	特別職非常勤職員の報酬について、令和3年4月、5月及び6月の勤務実績に基づいて、それぞれ翌月の10日（10日が日曜日、土曜日又は休日（以下「休日等」という。）に当たる場合は、直近の休日等ではない日）に支給すべきところ、まとめて令和3年7月28日に支給していた。
計		4件	

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部	収入	1	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。
	支出	1	生活保護費（生業扶助）について、令和3年1月から3月までの間の高等学校等就学費を認定すべきところ、生活保護電算システムへの入力を誤り、支給不足が生じていた。
福祉労働部	支出	1	里親委託費（扶助費）のうち防災対策費について、委託児童が使用する寝袋代を支給すべきところ、これを支給していなかった。また、防災ラジオ代及びLEDテープライト代について、支給額を誤っていた。
計		3件	